

介護サービス利用料金に係るお知らせ

◇ 高額介護サービス費の支給申請について

利用者の負担軽減のために、同じ月内で負担するサービス費の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が、下の負担上限額を超えたときは、超えた分を「高額介護サービス費」として後から支給する制度があります。この高額介護サービス費の支給を受けるには、高額介護サービス費支給申請書の提出が必要です。該当される方は、お住まいの町村役場の介護保険担当窓口にご相談下さい。

- ◎ 一度申請書をご提出いただきますと、それ以降につきましては高額介護サービス費の該当がある場合は、自動的に指定の口座へ振り込みすることとなります。
- ◎ 入所・入院（ショートステイ）の食費・居住費、差額ベッド代、日常生活費等の費用、住宅改修及び福祉用具購入の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりません。

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担上限額（月額）
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、又は生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担が第2段階に該当しない方	24,600円
第4段階	上位以外の方	44,400円

◇ 「介護保険限度額認定証」の更新について

介護保険施設への入所やショートステイを利用されている方のうち、低所得者の方には、申請により食費および居住費（滞在費）の負担を軽くする制度があります。すでに交付をうけている介護保険限度額認定証の期限は令和2年7月31日です。

すでにお持ちの方は、毎年更新申請を行う必要があります

8月中に更新手続きを行わない場合、今まで受けていた軽減を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

更新手続きを忘れていた方は、施設等の職員又は担当のケアマネジャー等にご相談ください。新規申請については、町村窓口で随時受け付けております。限度額認定証が適用される介護サービスを利用する場合は、早めに申請を行ってください。

（注）さかのぼって申請への承認は、介護保険法により原則受け付けることはできません。

申請に係る低種類の内容、制度の概要については後志広域連合ホームページに掲載しております。

このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 Tel 0136-55-8013

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第29号 令和2年8月

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金について

国民健康保険に加入している被用者（会社等に勤めている方）が、新型コロナウイルス感染症への感染や感染疑いのために仕事を休み、その間給料等が支払われない、又は減額されたとき、「傷病手当金」を支給します。

◇ 対象者：次のすべての条件を満たす方

・後志広域連合国民健康保険の被保険者の方

島牧村・黒松内町・蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町・共和町・泊村・神恵内村・積丹町・古平町・仁木町・赤井川村の国民健康保険の加入者で、被用者（雇い主から給与等の支払いを受けている）の方。

・新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のために仕事ができないこと

原則として、医療機関や事業主の証明が必要です。

・4日以上休んでいること

仕事を休んだ日（もともとの休みを除く）から数えて、3日経過した後の、次の勤務予定があつて仕事を休んだ日から支給対象となります。

・休んだ期間について給与等がもらえないこと

給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

◇ 支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

◇ 支給の対象となる期間

- ・令和2年1月1日～9月30日まで。ただし、入院が継続するときは最長1年6か月まで。

◇ 申請書類・申請方法

- ・下記の国民健康保険傷病手当金支給申請書が必要です。

- ① 世帯主記入用
 - ② 被保険者記入用（国保に加入しているご本人用）
 - ③ 事業主記入用
 - ④ 医療機関記入用（医療機関を受診せず回復した場合は、不要となる場合があります）
- ※ 振込みをする金融機関の口座が確認できるもの



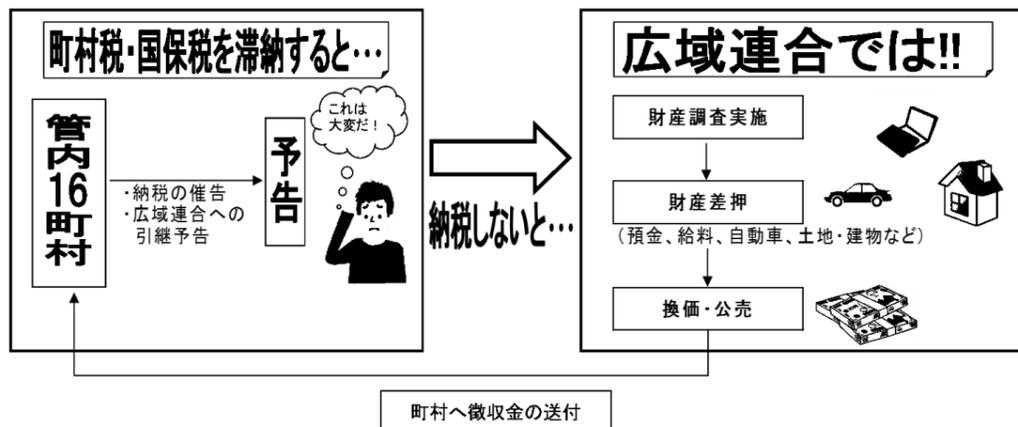
- ・申請書は、後志広域連合又はお住まいの町村へお問い合わせください。（後志広域連合のホームページからダウンロードできます。）提出については、感染の拡大防止のため、原則として後志広域連合への郵送でお願いします。

このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 Tel 0136-55-8012

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいております。このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引き受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査や捜索を行い、財産が判明した場合は、厳しい滞納処分（差押え）を実施します。



◇ 滞納処分（差押え）を実施します。

後志広域連合では、調査により債権（預金・給料・生命保険等）、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）が判明した場合は、直ちに滞納処分（差押え）を行います。

自動車の差押え
(タイヤロックの装着)



◇ 差押財産の公売（換価）を実施します。

差押えた債権については、後志広域連合が取立てを行い、換価代金を滞納税に充当します。また、差押えを行った動産、自動車、不動産（土地・建物）については、インターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）などを利用した公売（換価）処分を行い、換価代金を滞納税に充当します。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAH00! 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

第1段階から第3段階までの介護保険料が変わります

令和2年度の介護保険料（年額）については、第1段階から第3段階の保険料について公費負担による軽減の強化が図られます。変更後の段階別介護保険料（年額）については次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	(基準額) ×0.3	20,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円超 120万円以下の方	(基準額) ×0.5 34,500円
第3段階		120万円超の方	(基準額) ×0.7 48,300円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下の方	(基準額) ×0.900 62,200円
第5段階		80万円超の方	(基準額) 69,100円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	(基準額) ×1.2 82,900円
第7段階		120万円以上 200万円未満の方	(基準額) ×1.3 89,800円
第8段階		200万円以上 300万円未満の方	(基準額) ×1.5 103,600円
第9段階		300万円以上の方	(基準額) ×1.7 117,500円

※平成30年度～令和2年度までの保険料の基準額は69,125円です。

※年間の保険料は100円未満切り捨てして算出されます。

※第4段階～第9段階の保険料については、平成30年度・令和元年度の保険料額と変更はありません。

◇ 忘れずに介護保険料を納めましょう！

○普通徴収の方

- ・年金が年額18万円未満の方
 - ・年度の途中で65歳になった方
 - ・前年度の2月に特別徴収されなかった方
- など

期別	普通徴収の各納期限
第1期	令和2年 7月27日
第2期	令和2年 8月25日
第3期	令和2年 9月25日
第4期	令和2年 10月26日
第5期	令和2年 11月25日
第6期	令和2年 12月25日
第7期	令和3年 1月25日
第8期	令和3年 2月25日

普通徴収で保険料を納付いただきますので、右にある各納期限内に取り扱い金融機関等の窓口で納めてください。

※7月に介護保険料納付通知書を送付しております。

※納付には口座振替が便利です。取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印・納付通知をお持ちいただき「口座振替依頼書」でお手続きください。

○特別徴収の方（年金が年額18万円以上の方）

特別徴収の方は、年金支給月（仮徴収：4月・6月・8月 本徴収：10月・12月・2月の年6回）に年金から差し引かれます。差し引きされる介護保険料については、7月に「介護保険料特別徴収通知書」を送付しております。

※納付通知書ではありませんので、ご注意ください。